

トラック あいち

第537号

2020 (令和2) ・ 12



「スピードダウン! ゆっくり走ろう! 運動」実施中!!



一般社団法人
愛知県トラック協会

<https://ssl.aitokyo.jp>

今回の会員限定コンテンツ閲覧のユーザー名とパスワードは

ユーザー名 / **ton**

パスワード / **1336** です。

※有効期限：令和3年1月29日

※詳細は当協会ホームページをご覧ください。

- ◆ 第7回 常任理事会 …… 1
- ◆ 別添資料 …… 4
- ◆ 新入会員 …… 14
- ◆ 会員事業者名称等変更 …… 15
- ◆ 令和2年度 第4期の愛知県トラック協会
会費免除(1月~3月分)について … 16
- ◆ 令和2年度NASVA国土交通省認定
セミナーのお知らせ … 17
- ◆ 自己を知って、事故防止 …… 18
- ◆ 西三支部事務所移転のお知らせ … 19
- ◆ 許さん！ 通さん！ 不正軽油 … 20
- ◆ 飲酒運転の根絶を目指して … 22
- ◆ EIA新東名 御殿場JCT~浜松いなさJCT間の
6車線工事が2020年12月22日に
全線完成します … 24
- ◆ 最高速度規制 新東名高速道路
120キロ本格運用開始 …… 25
- ◆ 防ごう！ 大型車の車輪脱落事故 … 26
- ◆ 支部だより …… 28
- ◆ 海上コンテナ部会
ツイストロック街頭監査指導及び
クリーンキャンペーンを実施 … 30
- ◆ 令和3年度新設！ドライバー研修 … 31
選べる！ 運転実技・診断プラン
- ◆ 国道23号通行ルール …… 32
- ◆ 年末年始の輸送等に関する
安全総点検の実施について … 33
- ◆ 令和2年度 第1回
適正化セミナー開催結果 … 34
- ◆ 軽油価格調査 …… 35
- ◆ 一般貨物自動車の
増減車動向について …… 36
- ◆ 支部行事 …… 37
- ◆ 委員会・部会活動状況 …… 38
- ◆ 青年部会 …… 39
11月会議・委員会開催状況
1月の活動予定
- ◆ 女性部会のご案内 …… 40
- ◆ 陸 災 防 …… 41
STOP！ 転倒災害プロジェクト

第7回 常任理事会

令和2年11月4日（火）11時00分から愛知県トラック会館で開催

（審議事項）

1. 総務委員会からの答申について

(1) 近代化基金運営専門委員会からの答申について

守山経理担当課長より資料（総審議1）に基づき説明した。

1. 第10回ポスト新長期規制適合車導入に係る近代化基金融資申込について

10月 — 3件 48,180千円 —

議長は議場に諮り原案通り承認された。

2. 入退会の承認について

寄田総務次長より資料（審議2）に基づき説明した。

入会5社 退会1社 令和2年11月4日時点 会員数2,652社

議長は議場に諮り原案通り承認された。

（報告事項）

1. 適正化事業巡回指導結果について

水野適正化事業課長より、資料（報告1）に基づき、報告した。

（概要）

○令和2年4月－令和2年9月の実態調査件数

通常巡回：195件／新規巡回：16件／特別巡回：5件 合計216件

○令和2年4月－令和2年9月の実態調査の評価内訳

A評価：167件／B評価：36件／C評価：6件

D評価：1件／E評価：1件／その他：5件

○指導件数の上位3項目の詳細

1. 特定運転者指導監督

指摘詳細：初任運転者の事故歴未把握

2. 点呼の実施

指摘詳細：対面点呼の一部未実施 等

3. 適性診断の受診

指摘詳細：初任診断未受診、適齢診断未受診

2. 支部行事結果報告について

田中支部事業課長より、資料（報告2）に基づき、報告した。

（概要）

○令和2年7月 - 令和2年9月 支部行事実施結果報告

・交通安全活動

実施回数 23 回／延べ参加人員 364 名／延べ参加車両 21 両

・支部セミナー等

実施回数 6 回／延べ参加人数 206 名

・その他行事（ホワイト物流推進運動賛同表明 等）

実施回数 3 回／延べ参加人数 2 名

3. 正しい運転・明るい輸送運動について

田中支部事業課長より、資料（報告3）に基づき、報告した。

（概要）

目的：年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供すること

運動期間：令和2年11月16日～令和3年1月10日

実施事項：飲酒運転の根絶、追突事故及び交差点における事故防止の徹底等

実施方法：各事業者において、本運動の実施結果を所定様式で作成し所属支部に提出

4. 交通事故情勢について

鈴木業務課長より、資料（報告4）に基づき、報告した。

【県内事故】（令和2年10月）

集 計 数	月 計			年 計		
	件 数	負 傷 者 数	死 者 数	件 数	負 傷 者 数	死 者 数
発 生 率	2,193	2,610	12	20,041	23,882	126
前 年 比	-176	-239	-5	-5,148	-6,478	3

【事業用トラック】（令和2年10月）

	件数(月)	死者数(月)	件数(年)	死者数(年)
事業用	1	1	27	27
会 員	1	1	16	16
第一原因	0	0	9	9

5. 人材確保特設サイトの開設について

長谷川企画広報部 次長より、資料（報告5）に基づき、報告した。

（概要）

人材確保対策の一環として、求人サイトと連携し企業紹介と求人募集を兼ねた特設サイトを試験的に制作し運用する。

特設サイトに求人情報を掲載いただいた会員事業者にはサービスとして、無料で求人原稿の作成の手伝いや採用業務を支援するツールを提供する。

6. その他

柘理事より、軸重計に関する計測の結果報告があった。

(概 要)

各インターチェンジに設置されている軸重計について、以前より測定の誤差が指摘されていたため、NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、NEXCO 西日本、首都高速道路、阪神高速道路、JB 本四高速の6社による実機での計測テストを行った。

中部においては、刈谷サービスエリア付近の本線で2日間に渡り、料金所を走行するスピードを想定した時速20kmと時速30kmでのテストと本線を走行するスピードを想定した時速60kmと時速80kmでのテストを各10回ずつ行った結果、静止状態で1t程度、走行状態で3t程度の誤差が発生した。

この結果の考慮し、3t未満の誤差であれば罰科金が猶予されることとなった。

ただし、過積載が容認されたわけではないため、積載量は遵守するようお願いしたい。

議長は本日の審議・報告事項が終了したことを確認し、閉会を告げた。

地方適正化事業実施機関事業報告書

〔令和2年4月-令和2年9月〕

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関
一般社団法人 愛知県トラック協会

1. 指導員数

○選任指導員数 14名(専任9名、兼任5名)

2. 貨物自動車運送事業実態調査・指導報告関係

単位:件

		通常巡回	新規巡回	霊柩・急便	特別巡回	合計
実態調査 指導報告書 〔提出事業者数〕	上半期	195 (508)	16 (64)	()	5 (19)	216 (591)
	下半期	-- (430)	-- (88)	(9)	-- (6)	0 (533)
	合計	195 (938)	16 (152)	0 (9)	5 (25)	216 (1,124)

単位:件

	A評価	B評価	C評価	D評価	E評価	その他		合計
						26項目以下	霊柩・急便	
実態調査 指導報告書 〔提出事業者数〕	167 (417)	36 (95)	6 (50)	1 (6)	1 (4)	5		216 (591)
						5	0	
						(19)	()	
						(19)	()	

*評価基準〔A～E、その他〕

A … 90%以上

B … 80%以上90%未満

C … 70%以上80%未満

D … 60%以上70%未満

E … 60%未満

その他 … 26項目以下及び調査不能等

		1. 事業計画等	2. 帳票類の整備・報告等	3. 運行管理等	4. 車両管理等	5. 労基法等	6. 法定福利等	7. 運輸安全マネジメント(30年度より調査)	合計
通常巡回	適	1,444 (3,815)	623 (1,813)	2,172 (5,480)	951 (2,449)	740 (1,851)	376 (986)	191 (451)	6,497 (16,645)
	否	1 (16)	4 (49)	59 (274)	4 (38)	5 (46)	7 (22)	3 (57)	83 (502)
新規巡回	適	118 (476)	36 (145)	168 (679)	66 (267)	49 (205)	31 (125)	15 (60)	483 (1,957)
	否	0 (1)	2 (2)	8 (47)	1 (1)	0 (11)	0 (0)	1 (4)	12 (66)
霊柩・急便	適								0 (0)
	否								0 (0)
特別巡回	適	0 (0)	0 (0)	18 (37)	0 (0)	14 (28)	0 (0)	0 (0)	32 (63)
	否	0 (0)	0 (0)	1 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (7)
合計	適	1,562 (4,291)	659 (1,758)	2,358 (6,196)	1,017 (2,716)	803 (2,082)	407 (1,111)	206 (511)	6,806 (18,154)
	否	1 (17)	6 (51)	68 (328)	5 (39)	5 (57)	7 (22)	4 (61)	96 (514)

*各表中の○内は、前年度件数

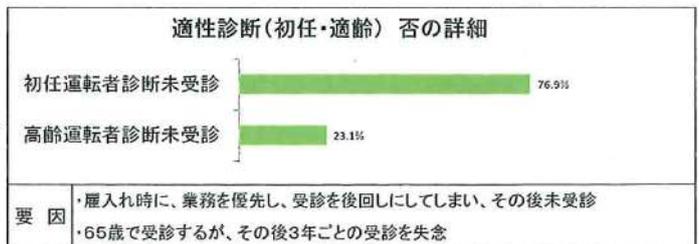
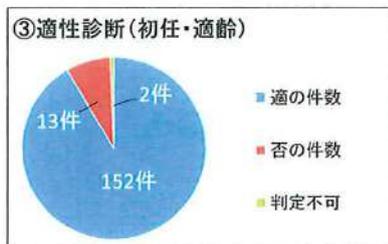
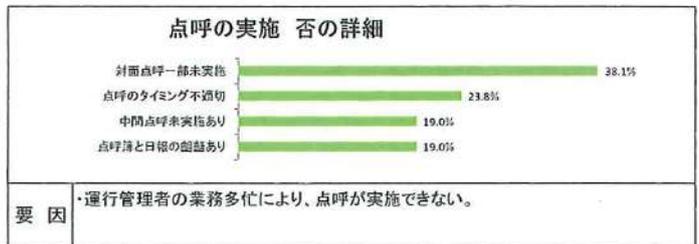
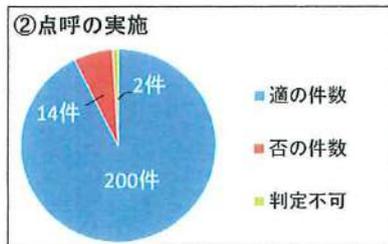
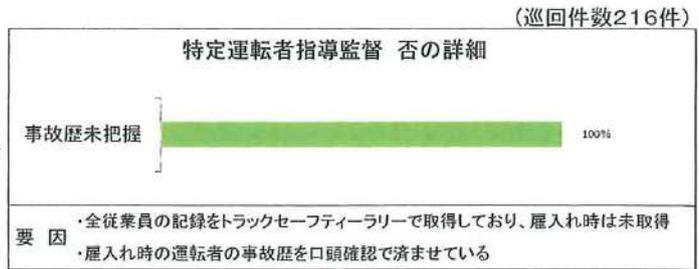
適正化事業・業務実施状況報告書

(令和2年4月-令和2年9月分)

巡回件数(社)		15 : (42)	17 : (35)	22 : (46)	10 : (39)	30 : (78)	23 : (69)	15 : (42)	37 : (68)	12 : (54)	35 : (118)	216 : (591)
区分	調査項目	第一支部	第二支部	第三支部	第四支部	尾東支部	尾西支部	知多支部	西三支部	東三支部	会員外	指導件数
I. 事業計画	(1) 主たる事務所						(1)		(1)		(1)	(3)
	(2) 事業用自動車								(1)		(1)	(3)
	(3) 自動車 車庫						1					1
	(4) 休・睡位置能力					(1)					(1)	(3)
	(5) 休・睡保守管理					(1)					(1)	(3)
	(6) 届出事項										(1)	(1)
	(7) 白トラ											
II. 帳票類の整備、報告等	(8) 名義貸し等											
	(1) 事故記録											
	(2) 事故報告書											
	(3) 運転者台帳					(1)	(1)				1	(2)
	(4) 車両台帳の整備					(1)			(1)		(1)	(3)
	(5) 事業報告書等	(2)	(2)	(7)		1	1	(3)	(6)		3	5
	(6) 運行管理規程											
III. 運行管理等	(1) 運行管理者選任				1							1
	(2) 運行管理者研修	(4)	(2)	(4)		(5)	1	(3)	1	(7)	(9)	3
	(3) 運転者の確保	(2)	(2)	(1)		(2)		(3)			(1)	(1)
	(4) 過労防止					3						3
	(5) 過積載											
	(6) 点呼の実施等	1	2	1	2	1	1	1	5	1	2	14
	(7) 乗務記録	(1)	(1)			1	1	(1)	(1)		(4)	(8)
	(8) 運行記録計	(3)	1			1	1	(3)	(2)	(1)	(8)	3
	(9) 運行指示書	(1)				2	3	(2)	(1)		1	3
	(10) 安全確保指導	1	(2)	1	(4)	2	2	(4)	1	(1)	1	6
	(11) 特定運転者指導監督	1	1	1	1	1	1	3	1	4	9	22
	(12) 適性診断	1	(4)	(4)		2	2	1	1	1	4	13
	IV. 車両管理等	(1) 整備管理者権限										
(2) 整備管理者選任		(2)	(1)	(3)	1	(2)	1		1	(3)	(5)	3
(3) 整備管理者研修												
(4) 日常点検基準		(3)	1	(1)		(1)	(3)	(2)			1	1
(5) 定期点検												
V. 労基法等	(1) 就業規則	1										
	(2) 36協定											
	(3) 労働時間											
	(4) 健康診断											
VI. 法定福利費	(1) 労災雇用保険	1	(1)			(1)					2	3
	(2) 健康厚生年金	1	(1)	(1)		(1)			1	(3)	2	4
VII. 運輸安全管理マネジメント	(1) 運輸安全管理マネジメント	7	(3)	4	5	13	10	5	15	2	29	96
	指導件数合計											

() 内は昨年の件数

指導件数の上位三項目の詳細
令和2年4月－令和2年9月分



7～9月 支部行事实施結果報告

○交通安全活動

No.	実施日	実施内容	規模	実施支部名
1	令和2年7月10日	ゼロの日街頭活動(港区主要交差点5箇所) トラックの交通安全活動のみならず、交差点横断歩道で歩行者保護活動を実施した。	参加人員 15名	名古屋第三支部
2	令和2年7月10日	安城部会「立哨活動」(高棚町井池交差点) 同交差点を通行する車両に対してのぼり旗、ハンドプレートの掲揚等により、交通安全を呼びかけた。	参加人員 15名	西三支部
3	令和2年7月14日	夏の交通安全県民運動「Hot・ほっとキャンペーン」 (中村警察署講堂) 中村警察署主催のキャンペーンに参加し、齋藤支部長より署長に交通安全啓発品を寄贈した。	参加人員 5名	名古屋第四支部
4	令和2年7月14日	歩行者保護キャンペーン(エアポートウォーク名古屋) 歩行者及び通行車両に対し、サイン板等の掲出活動を行い、歩行者保護を呼び掛けた。	参加人員 3名	尾西支部
5	令和2年7月14日	交通安全パレード(碧南市・高浜市内) 碧南警察署や関係団体と共に交通安全パレードを行った。	参加人員 7名 参加車両 3両	西三支部
6	令和2年7月15日	小牧部会「夏の交通安全一斉大監視活動」 (武道館前交差点) 通行車両に対して横断幕・のぼり旗の設置、ハンドプレートの掲揚等により、交通安全を呼びかけた。	参加人員 43名	尾東支部
7	令和2年7月15日	安城部会「立哨活動」(高棚町井池交差点) 同交差点を通行する車両に対してのぼり旗、ハンドプレートの掲揚等により、交通安全を呼びかけた。	参加人員 15名	西三支部
8	令和2年7月17日	名西会「トラックパレード出発式・交通事故防止啓発活動」 (西警察署) 署長室にて出発式を行った後、トラックパレードを実施し、出発後、西警察署入口及びその周辺で来署者及び歩行者に対し啓発品を配布し交通事故防止を呼びかけた。	参加人員 7名 参加車両 4両	名古屋第一支部
9	令和2年7月17日	北ト会「ないな(717)あおり運転！監視隊出発式」 (DCMカーマ21名古屋城北店) ないな(717)あおり運転！監視隊出発式を行った後、トラックパレードを実施し、出発後、来店客、歩行者に対し北署オリジナルあおり運転防止のステッカー等啓発品を配布し交通事故防止を呼びかけた。	参加人員 10名 参加車両 4両	名古屋第一支部
10	令和2年7月17日	交通安全事故防止大会(名鉄ニューグランドホテル) 交通安全事故防止大会を開催。トラック・セーフティ・ラリー出発式にて出発宣言を行った後、中村警察署 竹内交通課長の交通安全講話を実施した。	参加人員 55名	名古屋第四支部
11	令和2年7月20日	ゼロの日街頭活動(港区主要交差点5箇所) トラックの交通安全活動のみならず、交差点横断歩道で歩行者保護活動を実施した。	参加人員 15名	名古屋第三支部
12	令和2年8月20日	ゼロの日街頭活動(港区主要交差点5箇所) トラックの交通安全活動のみならず、交差点横断歩道で歩行者保護活動を実施した。	参加人員 15名	名古屋第三支部
13	令和2年9月10日	ゼロの日街頭活動(港区主要交差点5箇所) トラックの交通安全活動のみならず、交差点横断歩道で歩行者保護活動を実施した。	参加人員 15名	名古屋第三支部
14	令和2年9月18日	小牧部会「交通死亡事故抑止出発式」(小牧市役所) 小牧市主催の出発式に参加し、パトカーと共にトラック3両による交通安全パレードを行った。	参加人員 8名 参加車両 3両	尾東支部
15	令和2年9月18日	岡崎部会「官民合同交通安全立哨活動」 (イオン岡崎店前交差点) 岡崎警察署や関係団体と共に、歩行者やドライバーに対して、交通事故防止を呼びかけた。	参加人員 40名	西三支部

16	令和2年9月19日	瀬戸旭・守山部会「シートベルト・チャイルドシート着用 キャンペーン」(尾張旭市総合体育館前) 通行車両に対してのぼり旗の設置、ハンドプレート掲揚 等により、交通安全を呼びかけた。	参加人員 8名	尾東支部
17	令和2年9月21日	水曜会「秋の交通安全運動 交通安全啓発キャンペーン」 (日泰寺参道) 日泰寺参道にて、リフレクターなどの反射材等の啓発品を 配布し、夜間時のリフレクターの活用及び交通事故防止を 呼びかけた。	参加人員 6名	名古屋 第一支部
18	令和2年9月23日	南部会「交通安全機動広報パレード」(日本ガイシ駐車場) 管内を8方面に分かれパレードしながら交通安全を呼び かけた。	参加人員 15名 参加車両 4両	名古屋 第二支部
19	令和2年9月23日	瑞徳部会「交通安全機動広報」(瑞徳警察署) 瑞徳警察署にて交通課の担当者より交通安全マグネット シート伝達式を実施後、管内のパトロールを実施した。	参加人員 2名	名古屋 第二支部
20	令和2年9月23日	県内一斉交通大監視(稲沢警察署前交差点) 通行車両に対しサイン板掲示による交通安全を呼びかけ	参加人員 40名	尾西支部
21	令和2年9月24日	県内一斉交通大監視(北名古屋市役所前交差点) 通行車両に対しサイン板掲示による交通安全を呼びかけ	参加人員 3名	尾西支部
22	令和2年9月24日	交通安全パレード(碧南市・高浜市内) 碧南警察署や関係団体と交通安全パレードを行った。	参加人員 7名 参加車両 3両	西三支部
23	令和2年9月30日	ゼロの日街頭活動(港区主要交差点5箇所) トラックの交通安全活動のみならず、交差点横断歩道で 歩行者保護活動を実施した。	参加人員 15名	名古屋 第三支部
交通安全活動 23 回			延べ参加人員 364名 延べ参加車両 21両	

○支部セミナー、各種研修・講習会

No.	実施日	実施内容	規模	実施支部名
1	令和2年7月15日	第2陸青会「第1回研修会」(愛知県トラック会館) 第1部 演題:「職場の熱中症予防対策について」 講師:サントリービバレッジソリューション(株) 押切 和博 氏 第2部 演題:「意見・情報交換会」	参加人員 11名	名古屋 第二支部
2	令和2年7月15日	豊田部会(豊田スタジアム) 演題:「交通安全講話」 講師:豊田警察署 交通課長 額綱 靖央 氏	参加人員 55名	西三支部
3	令和2年7月29日	事故防止研修会(中交協本部ビル) 演題:「交差点事故の根絶」 講師:産業カウンセラー 内田 友和 氏	参加人員 52名	名古屋 第二支部
4	令和2年8月1日	事故防止研修会(中交協本部ビル) 演題:「交差点事故の根絶」 講師:産業カウンセラー 内田 友和 氏	参加人員 40名	名古屋 第二支部
5	令和2年8月7日	知多陸青会「第1回研修会」(雁宿ホール) 第1部 演題:「コロナウイルス感染症等に関する事業継続計画 について」 講師:MS&ADインターリスク総研(株) 上席コンサルタント 関根 博 氏 第2部 演題:「意見・情報交換会」	参加人員 8名	知多支部
6	令和2年9月17日	豊田部会(豊田スタジアム) 演題:「働きやすい職場認証制度最新情報」 講師:三井住友海上火災保険(株) 藤田 英 氏	参加人員 40名	西三支部
支部セミナー、各種研修・講習会 6 回			延べ参加人員 206名	

○その他行事

No.	実施日	実施内容	規模	実施支部名
1	令和2年7月29日	北ト会 北区交通安全協会へ寄付（北区交通安全協会） 北ト会より、交通安全に役立てて頂くよう寄付をした。	参加人員 1名	名古屋 第一支部
2	令和2年8月18日	ホワイト物流推進運動 賛同表明 ホワイト物流推進運動に知多支部として賛同表明を行った。		知多支部
3	令和2年9月23日	名西会 交通安全DVD寄贈(西警察署) 名西会より、交通事故防止活動に役立てて頂くよう交通安全DVDを西警察署に寄贈した。	参加人員 1名	名古屋 第一支部
その他行事 3 回			延べ参加人員2名	

第 60 回 「正しい運転・明るい輸送運動」の実施

この運動は、交通事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により円滑な輸送の達成を図り、年末年始の繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供する事を目的として、公益社団法人全日本トラック協会との共催により実施するものです。

愛ト協では、会員事業所の交通安全意識の高揚と交通事故件数の減少を図るため、トラック・セーフティー・ラリーの実施、トラック安全デー活動の推進、交通安全対策機器の助成事業等に積極的な取り組みをしております。しかしながら県下の交通事故情勢は依然厳しい状況にあり、会員事業所におかれましても、飲酒運転の根絶、追突事故及び交差点における事故防止の徹底、運転中の携帯・スマートフォンの使用禁止、シートベルトの着用、法定速度の遵守などを基本として安全運転を励行して頂くとともに、次の実施事項を再確認して、繁忙期における輸送の安全確保にご協力頂きますようお願い致します。

1. 運動期間

令和 2 年 11 月 16 日から令和 3 年 1 月 10 日まで

※年末の交通安全運動／令和 2 年 12 月 1 日～12 月 10 日

2. 実施事項 ※(1)～(6)を事故防止に関する重点項目

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| (1) 飲酒運転の根絶 | (9) 車両の安全性確保の徹底 |
| (2) 追突事故及び交差点における事故防止の徹底 | (10) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底 |
| (3) 過労運転防止の徹底 | (11) 正しい積付け・固縛方法の徹底 |
| (4) 確実な点呼の実施 | (12) エコドライブの推進 |
| (5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底 | (13) 運輸安全マネジメントの徹底 |
| (6) 健康診断の受診の徹底 | (14) 安全意識の高揚 |
| (7) 荷役作業時の安全確保の徹底 | (15) 輸送品質・サービスの向上 |
| (8) 高速道路における事故防止の徹底 | |

3. 結果報告

会員事業所は、本運動の結果報告を所定の様式により、令和 3 年 1 月 15 日(金)までに所属の支部事務局に提出して下さい。

4. 表彰

令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 月 10 日までの間、無事故及び活発な交通安全への取り組みを行った事業者は、各支部からの推薦(1社)に基づき全ト協の表彰へ推薦致します。

5. 実施細目

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって別紙実施細目を中心とした取り組みを行うものと致します。

実施事項	実施細目
1. 飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者は、飲酒運転の根絶のため、全ト協制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」等を活用し、社内安全教育や点呼時等において、飲酒運転の悪質性・危険性を十分に理解させ、トラック運送業界から飲酒運転を根絶させる。
2. 追突事故及び交差点における事故防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行管理者は、全ト協制作の『トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～』及び『トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～』を活用した運転者への指導・教育を実施し、追突事故及び交差点における事故防止の徹底に努める。 ※全ト協ホームページ URL トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～ http://www.jta.or.jp/kousanzen/anzet/kousatcp-jtkobousi.html
3. 過労運転防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行管理者は、繁忙期にありがちな無理な運行計画を避け、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務制の作成を行い、点呼時において運転者の疲労、睡眠不足の状態等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。
4. 補充な点呼の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者は、従業員の状態を把握させ、また、運行管理者は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の状態、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。
5. 携帯・スマートフォン等の画像を注視する行為や携帯電話を用いて通話する行為は、極めて危険な行為であり、今般、道路交通法の一部改正により罰則強化が行われることから、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転中にスマートフォン等の画像を注視する行為や携帯電話を用いて通話する行為は、極めて危険な行為であり、今般、道路交通法の一部改正により罰則強化が行われることから、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。
6. 健康診断の実施の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者は、健康診断による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。
7. 荷役作業時の安全確保の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者及び管理者は荷主等との運送契約時において、荷役作業の有無、運送物の重量、荷役作業方法等について適切に取決めを行うよう努める。また、取り決めた荷役作業の内容を「安全作業連絡書」等にもとめ、作業者に周知するとともに、監禁等の危険を伴う作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。(参考：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」)
8. 高速道路における事故防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後1時間以内で発生しており、運行管理者は、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。
9. 車両の安全性確保の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者及び整備管理者は、大型車の車輪脱落事故防止対策として、全ト協で作成する「大型トラックの車輪脱落事故が年々増加!!」のリーフレットにより車輪脱落を防止4つのポイントなどの周知徹底に努める。また、平成30年10月1日施行の大型トラックのスベアタイヤ等の3ヶ月ごとの定期点検の義務付けを踏まえ、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。
10. 降積雪期における輸送の安全確保の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握するとともに、積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底させる。また、令和2年2月28日付の国土交通省通達「台風等による異常気象時における輸送の在り方について」により示された「台風等異常気象時における措置の目安」を基にして、輸送を中止する等、適切な措置を講じるよう徹底させる。
11. 正しい積付け・固縛方法の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷重が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。
12. エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料の使用量を削減し、CO2及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であり、また、一層の事故防止を図る観点から、エコドライブを徹底させる。
13. 運輸安全マネジメントの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の醸成を図る。
14. 安全意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起させない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもろろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常にやさしきと思いやりのある運転を心掛ける。
15. 輸送品質・サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を円滑にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

人材確保対策特設サイトの試験運用と 企業紹介・求人掲載の募集について

企画概要

若年労働力の確保に向けて、自社でスマホ対応ホームページを運営し、更に採用専門サイトを制作することは、インディードやgoogle jobs等の求人検索エンジン対策としても有効な手段となっております。しかし、運用コストや日々の更新面が課題となり、ホームページを持たない事業者様も依然として多く、また、企業単体では、検索ヒット率やオンライン上の露出が少ないといった問題もあります。

そこで、愛ト協では人材確保対策の一環として、大手求人サイトと連携し、**企業紹介・求人募集を兼ねた特設サイトを試験的に制作し運用します。**更に、求人情報を掲載いただいた会員の皆様には、採用に関する業務を支援するツールをご提供いたします。

特設サイトは、現在、並行制作中の一般消費者向けコーポレートサイトと連動させ、オンライン上の様々な求人媒体でPRするほか、令和3年度以降の就職面談会イベントとも連携し、今後、有益な媒体として育てて参ります。

提供サービス概要

全て無料でご利用できます

※画像はイメージです

① 会員事業所の求人原稿作成



・愛ト協が運営する採用HP内に掲載する会員事業所の紹介及び求人原稿を作成しますフォーマットに沿って入力するだけで、簡単に作成できます

<注意>初回掲載については協会で制作しますが、掲載以降の原稿の修正、取り下げは参画事業者にて行う必要があります。

② 応募者管理支援機能



・応募～採用までの応募者の動きを管理することができます。
・メール送信やステータス管理・メモ機能などで採用管理業務を支援します

<注意>協会は各社の求人応募者への対応を代行するものではありません
応募者には参画事業者ごとにご対応をお願いします

③ 効果測定機能



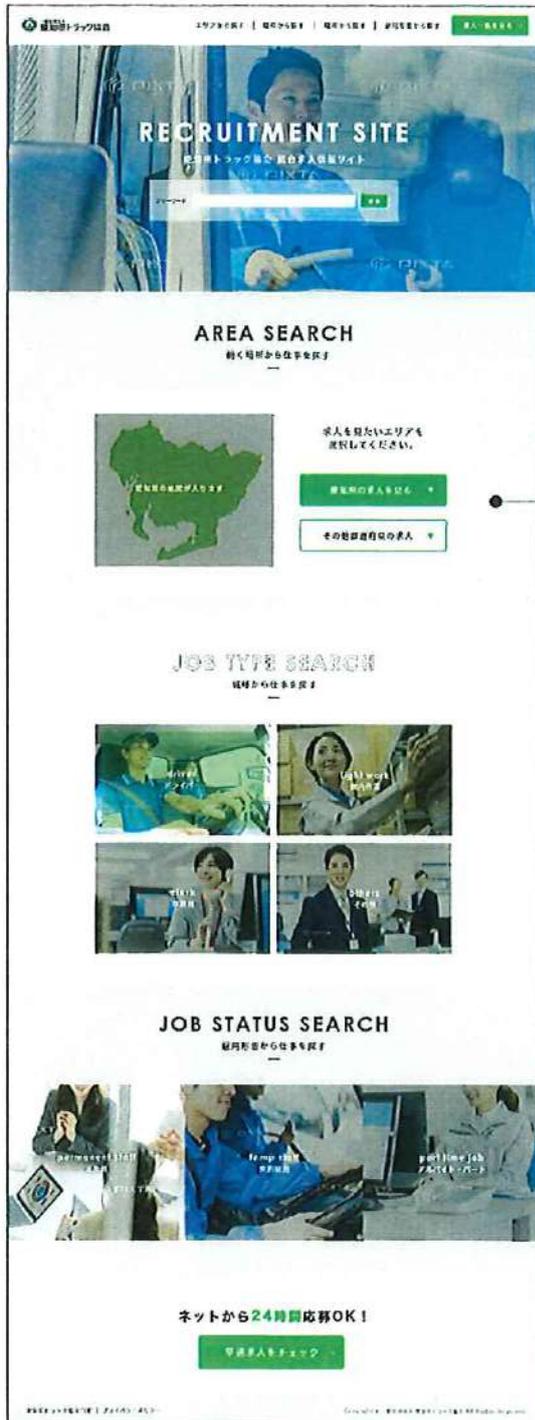
・レポートを自動作成し、応募や閲覧数など多角的に出稿状況を分析できます
・応募者の個人情報応募を受付した参画事業者のみが閲覧可能となっており、協会側でも確認できませんのでプライバシー対策も万全です

<注意>協会側にて応募数や閲覧数を確認することがございますが、運営の質向上が目的であり、外部への公表は行いません

お問合せ先

愛知県トラック協会 企画広報部 企画広報課 TEL:052-825-5000 FAX:052-825-5077

■特設サイトのワイヤーフレーム



ページ全体のカラー・イメージについて

HPに使用のお色時に関しては、白とグレーをベースにグリーンをアクセントカラーとして使用して作成いたします。
全体の構成は、あくまでも「お仕事検索ページ」として構築するように、インタビューやお仕事紹介等のコンテンツはお入れしておりません。

※あくまでも左記はワイヤーフレームですので、デザインの詳細な要望等はデザイン作成段階にてお受けさせていただければ幸いです。
※画像等はすべてダミーとなっております。

コンテンツ内容等で気になる箇所がございましたらお伝えくださいませ。



エリアから探す

先日ご要望頂いたように、地図は愛知県のみにて修正いたしました。
エリア検索は、下記のサンプルのように
■愛知県の求人を見る → 各市区町村
■その他の都道府県の求人を見る → 各都道府県
をプルダウン形式で表示する想定です。

エリアから探す



プルダウン内にすべての都道府県と市区町村を入れてしまうとユーザーが求人を探しづらくなるため、ご希望の都道府県と市区町村のみを入れた状態でリリースできればと存じます。
後程、ご希望の都道府県と市区町村を伺いますので、その際に入りたい都道府県をお申し付けいただけますと幸いです。

※リリース後に都道府県や市区町村を追加する必要が出てきた場合は、都度修正という形にできればと思います。（リリース後に追加する際は別途費用が発生するため、あらかじめご了承頂ければ幸いです。）

新 入 会 員

支部	名 称	所 在 地	代 表 者	車 両 数			電 話
				大	中	小	
第一	(株) アップル	〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-5-6 9階 (連) 〒464-0007 名古屋市千種区竹越2-6-35	永田桂太郎	0	8	4	(052) 737-8297 FAX 737-8298
第一	(有) 松葉重機	〒452-0833 名古屋市西区山木1-43	沢戸 安春	17	1	0	(052) 503-0088 FAX 502-2117
尾東	(株) FK-LINE	〒485-0021 小牧市二重堀字川向73番地 (連) 〒480-0144 丹羽郡大口町下小口7丁目84	船戸 和宏	1	6	2	(0587) 50-2257 FAX 50-2258
尾西	(株) 結心	〒455-0882 名古屋市港区小賀須2丁目1508 (連) 〒498-0064 弥富市西末広3-38	中園 祐也	3	4	2	(0567) 31-7222 FAX 31-7227
尾西	(株) KGLINE	〒455-0813 名古屋市港区善達本町332 センチュリーパーク善達本町1番地302号 (連) 〒498-0064 弥富市西末広3-39	後藤 謙二	5	2	0	(0567) 31-6288 FAX 31-6277

退 会 会 員

支部	名 称	所 在 地
尾西	尾織急配 (株)	一宮市

会員事業者名称等変更

受付	変更内容	支部	新	旧
2020/10/13	事業者名 住所 連絡先住所 電話番号 FAX番号	第二	株式会社イーサーピス 本社営業所 名古屋市南区東又兵衛町1-39 457-0833 名古屋市南区東又兵衛町1-39 052-612-2522 052-612-2331	株式会社イーサーピス 東海営業所 東海市名和町三番割中55 476-0002 東海市名和町三番割中55 052-603-5271 052-601-2801
2020/10/16	連絡先住所	第二	株式会社マルタパワーズ 455-0831 名古屋市港区十一屋一丁目10番7号	455-0847 名古屋市港区空見町33
2020/10/22	FAX番号	第三	日通名港運輸株式会社 052-652-0470	052-652-0948
2020/10/2	事業者名	尾東	尾張陸運株式会社	尾張陸運有限公司
2020/10/22	事業者名	尾東	品野陸運株式会社	品野陸運合資会社
2020/10/2	代表者	尾西	株式会社アイテック物流 伊神 尚幸	伊神 敏郎
2020/10/2	代表者	尾西	川崎陸送株式会社 大島 真	山崎 悟
2020/10/8	代表者	知多	株式会社稲生商会 稲生 貴行	稲生 義久
2020/10/30	代表者	知多	知多通運株式会社 和田 茂宏	谷村 誠
2020/10/1	事業者住所 連絡先住所	西三	株式会社一色急送 西尾市一色町一色未荒子59番地1 444-0423 西尾市一色町一色未荒子59番地1	西尾市一色町前野荒子95 444-0407 西尾市一色町前野荒子95
2020/10/16	事業者住所 連絡先住所	西三	株式会社グッドロード 高浜市神明町一丁目1番地13 444-1305 高浜市神明町一丁目1番地13	高浜市八幡町3-5-23 444-1302 高浜市八幡町3-5-23
2020/10/27	代表者	西三	トヨタ輸送株式会社 福井 弘之	板坂 克則
2020/10/28	連絡先住所 電話番号 FAX番号	西三	工卜商会株式会社 西尾市岡島町宮西103番地 445-0022 西尾市岡島町宮西103番地 0563-52-0700 0563-52-0701	額田郡幸田町桐山字中屋敷17-1 444-0126 額田郡幸田町桐山字中屋敷17-1 0564-63-1228 0564-63-5918

令和2年12月1日

会員各位

一般社団法人 愛知県トラック協会
会長 寺岡 洋一

令和2年度 第4期の愛知県トラック協会会費免除（1月～3月分）について

平素は、当協会の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、新型コロナウイルス感染症の影響に対して諸施策を講じておりますが、12月1日に開催された理事会において、令和2年度第4期（1月～3月分）の愛ト協会費を免除することと決定されました。

つきましては、本趣旨についてご理解いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、その他任意団体の会費につきましては、各団体により異なりますのでご了承ください。

記

○令和2年度 第4期の愛ト協会費免除（1月～3月分）

以上

【問合せ先】

総務部 財務室 経理担当

TEL (052) 825-5000

令和2年度NASVA国土交通省認定セミナーのお知らせ

自動車事故対策機構名古屋主管支所では、下記の通り、国土交通省認定運輸安全マネジメントに係る各種セミナーを開催予定です。お申し込みは、当機構ホームページよりお願いいたします。

認定セミナーの種類	開催予定日	時間	開催場所
ガイドラインセミナー	2021年3月2日(火)	13時～16時45分	愛知県トラック会館5階ホール(名古屋市瑞穂区新開町12番6号)
内部監査(基礎)	2021年1月26日(火)	13時～16時45分	愛知県トラック会館5階ホール(名古屋市瑞穂区新開町12番6号)

1. お申し込み方法

当機構のホームページ(<https://s-yoyaku.nasva.go.jp/>)よりお申し込みください(各種指導講習及び適性診断の予約サイトとは別サイトとなります)。インターネットの環境をお持ちでない方は、当機構名古屋主管支所までお問い合わせください。

2. 受講手数料

5,200円/人

3. 愛知県トラック協会員の事業者様で、愛知県内の営業所所属の方につきましては、2,500円の補助がありますので、当日受付にてお支払いいただく金額は、2,700円となります。

※ 愛知県トラック会館は、駐車場がございません。必ず公共交通機関でお越しください。

【お問い合わせ先】

(独)自動車事故対策機構 名古屋主管支所 講習担当

〒460-0003 名古屋市中区錦1-18-22 名古屋 ATビル8階

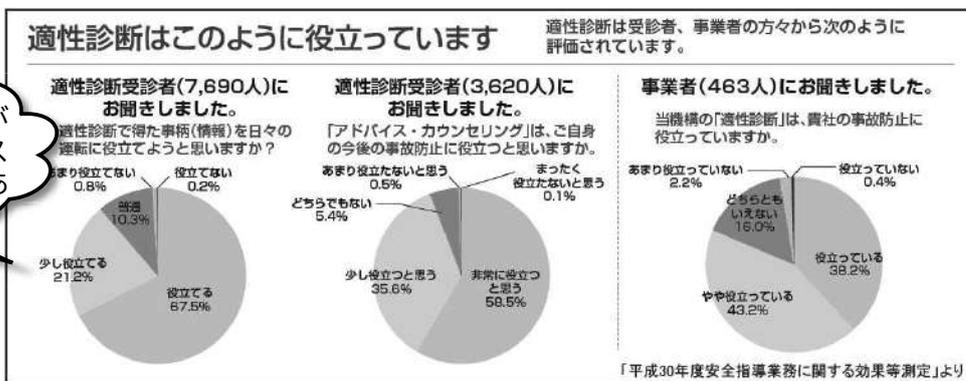
TEL052-218-3017

自己を知って、事故防止

ナスバが開発した適性診断機器をレンタルできるサービスがあります

ナスバの適性診断は、自動車の運転に関する長所、短所といった「運転のクセ」を様々な測定により見出し、それぞれのクセに応じたアドバイスを提供することで、交通事故防止に活用いただいております。

受診者の94%以上が適性診断のアドバイスが事故防止に効果があると感じています。



適性診断機器(ナスバネット)をレンタルして、皆さまの職場内で適性診断を受診しませんか？(レンタル代として1日1,100円及び測定手数料が別途必要)

① コストの削減

診断の予約の手間がなくなり、ドライバーに支払う日当、交通費等を削減することができます。

② 労務管理の簡素化

勤務時間中の受診が可能になり、計画的に利用することでドライバーの労務管理が軽減されます。

③ 感染症の対策

不特定の人と触れ合う機会を少なくすることで、インフルエンザ等の感染リスクを減らすことができます。

レンタルのメリット



※写真はイメージです。実際の機器とは異なる場合がございます。

ナスバネットレンタルに関するご相談は下記までお問い合わせ下さい。



独立行政法人 自動車事故対策機構
名古屋主管支所 適性診断グループ
<https://www.nasva.go.jp/>

TEL : 052-218-3017
FAX : 052-218-3018
E-mail : yoyaku-nagoya@nasva.go.jp

西三支部事務所移転のお知らせ

このたび愛知県トラック協会西三支部の事務局は、西三河トラック輸送サービスセンターの売却に伴い、令和2年12月18日(金)より下記の住所に移転することとなりました。

記

【移転日】

令和2年12月18日(金)

【新事務所】

〒446-0052 安城市福釜町下山 23 東海ローディング(株)2階事務所
TEL 0566-93-5033 FAX 0566-93-5034



許さん!

通さん!

不正軽油



不正軽油は**犯罪**です!



※不正軽油は悪質な脱税行為です。公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなります。

不正軽油に関わる人は すべて罰せられます!

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

不正軽油とは

- 主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
- 不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。
- 不正軽油の流通は、公正な市場競争を阻害します。

燃料油の種類



不正軽油(製造)の主なパターン



軽油引取税を脱税すると



軽油引取税を脱税すると、**10年**以下の懲役、**1,000万円**以下の罰金が科されます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金が科されます。
〔地方税法144条の41〕

不正軽油を製造すると



知事による製造の承認を受けずに軽油を製造すると、**10年**以下の懲役、**1,000万円**以下の罰金が科されます。さらに製造した法人には**3億円**以下の罰金が科されます。
〔地方税法144条の33〕

不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると



不正軽油の製造に使われることを知って原材料(灯油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、**7年**以下の懲役、**700万円**以下の罰金が科されます。さらに法人には**2億円**以下の罰金が科されます。
〔地方税法144条の33〕

不正軽油を運搬・保管・購入・販売すると



不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売すると、**3年**以下の懲役、**300万円**以下の罰金が科されます。さらに法人には**1億円**以下の罰金が科されます。
〔地方税法144条の33〕

検査を拒否すると



帳簿書類等の調査や採油、質問などを拒否すると、**1年**以下の懲役、**50万円**以下の罰金が科されます。
〔地方税法144条の12〕

不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります。

〔地方税法144条の4〕



不審な業者や施設などの情報も
ぜひお寄せください!

- 市価に比べて異常に価格が安い。
- 腐工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。
- 夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。
- 不審な業者から、燃料の売り込みがある。

詳しくは、都道府県の税務担当課、または担当事務所にお問い合わせください。

飲酒運転に対する運転者への罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
* 免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分



飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

● アルコールの影響により正常な運転ができないうつ状態で人身事故を起こすと

- 死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役
- 負傷事故 → 15年以下の懲役

● アルコールの影響により正常な運転ができないうつ状態のある状態で人身事故を起こすと

- 死亡事故 → 15年以下の懲役
- 負傷事故 → 12年以下の懲役

*飲酒運転による死傷事故後、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をこまかく行為すると「過失運転致死傷アルコール等影響罪(常犯罪)」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

● 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

- 7年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

飲酒運転に対する事業者への行政処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合

- 初違反 100日車
- 再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

- 違反営業所に対して
14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

- 違反営業所に対して
7日間の事業停止

運転者が飲酒運転を行い、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

- 違反営業所に対して
3日間の事業停止

トラック運送業界としては、ここに掲載した事業用トラックドライバーの業務中の飲酒の実態や、運行管理者の行う点呼をいかにぐくぐった飲酒ドライバーの行動などを踏まえ、社内教育などを通じて飲酒運転の再発防止策を積極的に展開する必要があります。「飲酒運転」という反社会的な行為の根絶を図るため、関係者一丸となって効果的な取り組みを展開しましょう。

飲酒運転の根絶を目指して

～トラックドライバーの飲酒の実態と再発防止策～

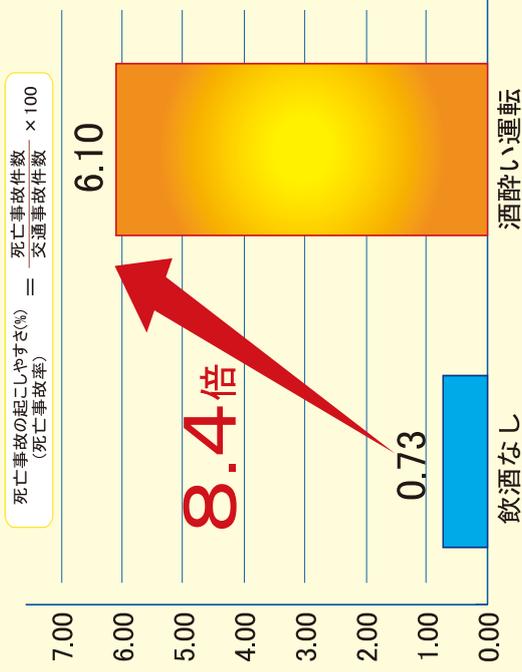
近年、事業用トラックによる飲酒運転事故件数は増加傾向にあります。事業用トラックドライバーによる飲酒運転は反社会的行為であり、トラック運送業界の社会的信頼性を著しく失墜させるばかりでなく、これまで築き上げてきた荷主はもとより、社会全体からの信頼関係をも根底から崩壊させかねない悪質まじりない行為です。

現下の新型コロナウイルス禍においても、トラック運送業界は、国民の暮らしを守り、産業経済活動を支えるために必要な無償ドライバー事業として、多くのトラックドライバーは日夜輸送を行っている中、こうした一握りの心無いドライバーの行為が、トラック運送業界全体に悪影響を与えることとなりま

す。ここに掲げた飲酒の実態や、こうした飲酒運転の再発防止対策につきまして、トラック運送業界として一丸となって取り組むことが責務であり、最重要課題となります。トラック運送業界から「飲酒運転」を根絶しましょう。

死亡事故の起こしやすさ

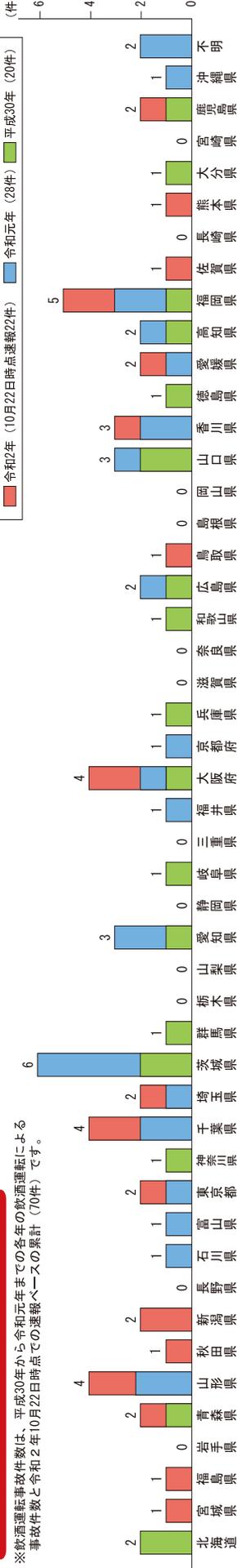
「酒酔い運転による死亡事故率は「飲酒なし」の場合の 8.4 倍



(出典：警察庁交通局・令和元年データ)

車籍地別飲酒運転事故件数

※飲酒運転事故件数は、平成30年から令和元年までの各年の飲酒運転による事故件数と令和2年10月22日時点での速報ベースの累計（70件）です。



飲酒運転事例

※ここに掲載した事業用トラックドライバーの飲酒運転事例(2018年の重大事故報告を調査・分析)は、国土交通省から提供を受けたもの。

運行管理者の点呼前に運転者が飲酒した事例

① 乗務前に点呼が実施されなかった事例

- 1 前日(休日)に自宅で飲酒して就寝。翌日5時30分頃に出勤し、点呼不在のため点呼を受けずに出庫し、8時50分頃に事故発生。
- 2 6時の出庫を指示していたにもかかわらず、同日3時頃に運行管理者の対面点呼を受けずに飲酒状態で出庫してすぐに交差点で他車に接触。
- 3 前日に事業用自動車で帰宅。自宅付近の飲食店で18時過ぎから翌日2時過ぎまで焼酎などを飲む。同日10時20分頃に出勤のため当該車庫で出庫し、10分後に事故発生。

② 乗務前に点呼が実施されたものの、運転者の酒気帯びが見逃された事例

- 1 3時の点呼時にはアルコール検知器に息を吹きかけているように運行管理者の前で見せたものの、実際は息が吹きかからないように工夫していた。点呼後に車庫を出発。6時30分頃に飲酒した上で運行再開。さらに8時過ぎに飲酒して運行再開し、9時30分頃に他の車両・工作物に接触。
- 2 10時30分頃、集荷のための待機中、缶ビールを飲み仮眠。15時頃の電話点呼時にはアルコール検知器の数値を0.00mg/lと報告の上、運行を開始。21時50分頃、酒気帯びで検挙。
- 3 宿泊を伴う運行の休息中、ドライブインで22時過ぎに缶酎ハイを飲み仮眠。翌日6時起床後、電話点呼の上、運行を開始したが、2時間後に事故発生。

運行管理者の点呼後に運転者が飲酒した事例

- 1 4時前に点呼を行い車庫を出庫。4時過ぎ、コンビニで缶酎ハイを飲酒し、4時30分頃に運行再開。その3時間後に赤信号に突入し、他の車両と衝突。
- 2 休憩中に飲食店で飲酒後、駐車場から出る際に他車と衝突。(当該運転者が運転していた車両にはアルコールインテックが装備されていたが、エンジンをかけた状態で休憩をとっていた。)
- 3 12時30分頃にコンビニで焼酎などを飲酒後、休息の予定だったが車が車両を運転し、14時過ぎに交差点で他車と接触。
- 4 11時20分頃に点呼を行い車庫を出発。休息中に自宅に立ち寄り飲酒をし、17時過ぎに荷受け場所に向け出発。その後の運行で18時頃に追突事故発生。

飲酒運転防止対策

厳正な点呼の実施

- 出庫時・帰庫時は対面点呼を確実に実施する。
- 酒気帯びの有無についての運転者による申し出を徹底する。
- アルコール検知器による確認を徹底する。
- 遠隔地においても、アルコール検知器の測定結果をリアルタイムで送信できるシステムの導入を図る。
- アルコール検知器の使用の有無や酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。
- 点呼の執行体制を強化する。

社内処分の強化

- 酒気帯びが確認された運転者に対しては「乗務禁止」を命じる。
- 帰庫時に酒気帯びが確認された場合には厳正な処分を行う。
- 飲酒運転に対する懲戒規定の制定や見直しを行い、社内処分を強化する。

【懲戒規定例】

(解雇) 従業員が次の各号の一つに該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇とする。
 1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき。
 (以下、略)

飲酒状況等の実態把握

- 運転者の雇用時に、その運転者の飲酒傾向を確認する。
- フェリーを利用する事業者においては、抜き打ちによるフェリー乗船時の運転者の状況確認をする。
- 管理者による個別面談や運転者からの申し出、健康診断結果等により、運転者の飲酒実態を把握する。

従業員への指導・啓発

- 飲酒運転防止教育を積極的に推進する。
 - ・ 飲酒運転に対する罰則・処分
- 勤務時間前の飲酒禁止等の遵守事項を徹底する。
- 労働組合、従業員との協力体制を強化する。

家庭への啓発・広報

- 飲酒習慣の改善や節酒等に対する協力を手紙等により家族に要請する。

E1A 新東名 御殿場JCT～浜松いなさJCT間の6車線化工事が2020年12月22日に全線完成します

NEXCO中日本は、E1A 新東名高速道路（新東名）御殿場ジャンクション（JCT）から浜松いなさJCT間（約145km）の6車線（片側3車線）化事業について、2018年度から鋭意工事を進めています。このたび、長泉沼津インターチェンジ（IC、静岡県駿東郡長泉町）から新静岡IC（静岡市葵区）間の上り線（約53km）と、藤枝岡部IC（静岡県藤枝市）から島田金谷IC（静岡県島田市）間の上下線（約15km）が、12月22日（火）14時から片側3車線をご利用いただけるようになり、御殿場JCTから浜松いなさJCT間（約145km）が全線6車線としてご利用いただけることになりましたので、お知らせします。また、静岡県警から、この6車線化の完成とあわせて、御殿場JCTから浜松いなさJCT間で最高速度規制120km/hの本格運用が開始されるとの発表がありましたので、あわせてお知らせします。

完成区間

区間	上下	延長	完成予定時期※
長泉沼津 IC～新静岡 IC	上り線	約 53km	2020年12月22日14時
藤枝岡部 IC～島田金谷 IC	上下線	約 15km	

※天候などにより、完成時期が変更になる場合があります。



最高速度規制 新東名高速道路

120^キ区 **本格運用開始**

開始日時

令和2年12月22日
午後2時から

※ 天候等の状況により、開始日時を変更する場合があります。

最高速度規制**120^キ区**間

御殿場JCT 付近



浜松いなさJCT 付近



注意事項

- 大型貨物自動車等の**最高速度は「80^キ区」**のまま変更ありません。
- 最高速度は「120^キ区」に引き上げられますが**交通状況に応じた安全な速度**で走行してください。



静岡県警察本部

防ごう!大型車の車輪脱落事故

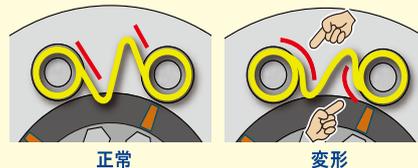
日常点検時の負担軽減 (大型ISOホイール用)

連結式ナット回転指示 インジケーター



ナットの緩みがひと目で分かる!

- ナットの締付け力が大幅に低下すると、ナットが回転し始めインジケーターが変形します。
- 点検ハンマーによる打音点検と同等に緩みを検出可能。



インジケーターを正しく安全にご使用していただくために

○装着前

1. トルクレンチなどを使用してホイールナットの締付け状態を確認します。
2. 装着前に必ずホイールナット表面の清掃をお願いします。
油分等が付着しているとインジケーターが抜け出す可能性があります。
3. ホイールナットキャップが装着されたままでのインジケーターの装着はできません。

○装着時

1. 一輪内の全てのホイールナットに、**刻印が手前**になるように装着します。
2. インジケーターを隣り合う二つのホイールナットが連結されるように装着します。
3. インジケーターのリング部を繋ぐリンク部が変形しないように取り付けます。*
4. インジケーターをナット端面より奥に押し込みます。

※ ハブのリブにインジケーターが接触する場合は、リンク部の変形が少ないように取り付けます。



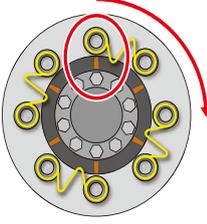
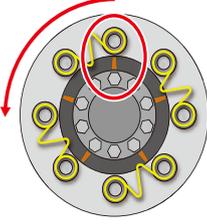
裏面に続く

インジケータの使用法と注意点

○ 取付位置

ISO8本仕様の場合の注意点

ISO10本仕様の場合は特に制約はありません。

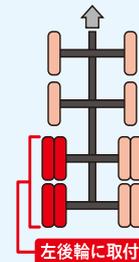
いすゞ	日野
<ul style="list-style-type: none"> 図の赤○部分(ハブのリブとホイールナットが同じ位置)を起点とする。 時計回りの順序で取り付ける。*1 	<ul style="list-style-type: none"> 図の赤○部分(ハブのリブとホイールナットが同じ位置)を起点とする。 反時計回りの順序で取り付ける。*1 
三菱ふそう	UDトラックス
3ヶ所のみ装着可*2	組合せを選んで装着*3

*1 ハブのリブに干渉しないよう、インジケータとの組合わせを選んで装着する。/ *2 全ての部位にインジケータを取り付けられない場合は、最大数を取り付ける。/ *3 旧型車の一部の仕様は、ハブの形状が異なるため取付け出来ない場合があります。

○ 使用方法

- ホイールが正しく取り付けられているかナットの緩み点検を行った後、ISO10車は1輪あたり5個、ISO8車は1輪あたり4個のインジケータを左後輪*に取り付ける。(取付け時間:約3分/輪)
- ホイールを取り付けた後50~100km走行を目安に行う増し締めや3か月点検でのナット緩み点検(増し締めと同じ)、またその他の点検・整備でホイールを取り外す場合は、インジケータを一旦取り外す。
- その後、ホイールを取り付けた後、1.の要領で再びインジケータを取り付ける。(再使用)

* 早期普及のため、国土交通省の事故分析結果で車輪脱落事故発生割合の高い左後輪にのみ装着することとしました。今後、大型車メーカー各社の販売店で販売する予定です。



○ 確認方法

ナットが緩んでくると回転してインジケータが変形することでナットの緩みを目視確認できます。



○ 取外し時

- 図の赤○部分(リングの左右)を持ち、上下小刻みに揺らしながら引き抜きます。
- 片方のリングが外れたらもう片方のリングも同様に外します。

* 硬くて引き抜けない場合は、ホイールナットキャップブライヤーの使用を推奨します。



○ 注意点

- インジケータは樹脂製のため使用期間を1年間とします。
- 日常の緩み点検の際
 - インジケータ本体に、大きな変形や亀裂、破損等を発見した場合は交換。
 - 溶損が見られた場合は交換。ブレーキの使用過多やブレーキ故障、ハブベアリングの焼き付きの可能性が考えられるため点検が必要。
 - リンク部に変形やズレ等が見られた場合は、インジケータを揺すり、ナットにがたつきがないか点検。ホイールボルト、ナット、ディスクホイールの点検、整備が必要。

この点検用具は、あくまで補助用具です。機能を過信せず日常の点検・整備の実施をお願いします。

一般社団法人 日本自動車工業会

いすゞ自動車株式会社 日野自動車株式会社 三菱ふそうトラック・バス株式会社 UDトラックス株式会社



支部だより

01 行事

支 部	開催日	場 所	内 容
知 多	11月11日	大高緑地公園	第二支部と合同で機動広報パトロールを実施
	11月20日	イオンモール常滑	機動広報パトロール出発式
	11月26日	半田警察署	意見交換・反射材贈呈式を実施
	11月30日	東海警察署	ライトオンキャンペーンを実施



知多 大高緑地公園



知多 イオンモール常滑



知多 半田警察署



知多 東海警察署

02 立哨活動

支 部	開催日	場 所	内 容
尾 東	11月26日	イオン春日井店	「年末の交通安全決起大会」に参加、通行車輛に交通安全を呼びかけた。



尾東 イオン春日井店

03 講習会 ▶

支 部	開催日	場 所	タイトル	内 容
第 三	11月20日	東京第一ホテル錦	最近の交通事故情勢について	港警察署一木交通課長を迎え交通安全講話を行った。
第 四	11月26日	愛知県トラック会館	労働セミナー	名古屋西労働基準監督署署長他2名を迎え、講習を行った。
尾 西	11月16日	稲沢市勤労福祉会館	【見ること】と【聞くこと】	教西寺住職 榎山正樹氏を迎え【見ること】と【聞くこと】についての講話を行った。
東 三	11月26日	ホテルシーパレスリゾート	交通労働災害防止研修会	豊橋警察署交通課長、豊橋労働基準監督署第四方面主任監督官を迎え、交通労働災害防止研修会を行った。



第三 東京第一ホテル錦



第四 愛知県トラック会館



尾西 稲沢市勤労福祉会館



東三 ホテルシーパレスリゾート

04 安全教室 ▶

支 部	開催日	場 所	内 容
知 多	11月6日	東海市立緑陽小学校	交通安全教室



知多 東海市立緑陽小学校

○ツイストロック街頭監査指導 及び クリーンキャンペーンを実施

海上コンテナ部会(山本部会長)は、11月18日(水)に鍋田シャーシプール東側道路にて蟹江警察署・愛知運輸支局と合同で街頭監査指導(緊締ロック・整備等)を実施しました。98車両を監査し、全車両について遵守されていました。



街頭指導の様子



ツイストロック確認

また、11月27(金)に名古屋港管理組合と合同で、飛鳥村西四区全域においてクリーンキャンペーン(飛鳥地区一斉清掃)を実施しました。

(120社208名参加)



収集したゴミの分別作業の様子(実務委員会)

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について

国土交通省及び全ト協より新型コロナウイルスの予防・まん延防止の徹底について周知依頼がありました。会員の皆様におかれましても下記URLに記載の対策に従い、予防・まん延防止徹底にご協力下さいますようお願い申し上げます。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、速やかに各運輸局に報告いただくようお願い致します。

◆首相官邸ホームページ『新型コロナウイルス感染症に備えて』

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

令和3年度
新設!

選べる! 運転実技・診断プラン

ドライバー研修

【基本プラン】(1日目&2日目)

- ・外部講師による「初任・一般ドライバーに対して行うべき指導項目(一部除く)」の座学研修。(13時間)
※基本プランのみの受講も可能です。



《各受講者のニーズに対応》

希望する事業者は3日目に

「診断+運転実技」のオプション選択が可能!

【初任コース(3日目)】

《定員: 12名》



運転実技 (4時間)
夜間研修 (2時間)



初任診断
(+指導項目⑨: 1時間)

【一般コース(3日目)】

《定員: 24名》



運転実技 (1.5時間)



一般診断
(CRTにて実施)

※年間20回開催予定!開催日は1月以降に愛ト協HPよりご確認ください!!

<基本プラン> 11,440円~19,210円
<初任コース付> 18,260円~34,350円
<一般コース付> 15,510円~32,150円
※上記金額は会員価格(込)で記載しています。
※乗車車両や宿泊の有無により変動します。

〇お問い合わせ先〇
一般社団法人 愛知県トラック協会
中部トラック総合研修センター 研修課
TEL:0561-36-1010 / FAX:0561-36-1210

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)

沿道環境改善のため

大型車は中央寄り走行

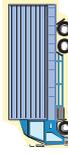
にご協力をお願いします。

歩道寄りの車線は、
沿道環境に配慮する車線
【環境レーン】です。

対象車種

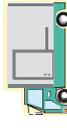
大型車

大型貨物車



1ナンバー

小型貨物車



4、6ナンバー

大型バス
マイクロバス



2ナンバー

特種自動車



8ナンバー

実施区間

国道23号(名古屋南部地域)

緑区大高町

(名古屋南インター交差点)

海部郡飛島村

(梅之郷交差点)



※写真はイメージで現地の状況と必ずしも一致しません。

国道23号通行ルール(名古屋南部地域)

実施区間(L=約16km)



梅之郷
交差点

名古屋南インター
交差点

国道23号沿道の
大気常時観測局

国土交通省・環境省・愛知県・名古屋市・愛知県警・愛知県トラック協会

国土交通省 中部地方整備局 道路部 計画調整課 052-953-8171

国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 052-853-7323

お問い合わせ

年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

このたび、標記安全総点検を実施するよう中部運輸局愛知運輸支局から通達がありました。

毎年、人流・物流が集中する年末年始は重大な事故の発生が懸念されます。自主点検を通じて輸送の安全等を再度確認し、より一層の強化をよろしくお願い申し上げます。

つきましては、各事業所にて下記の点検事項を周知頂き、万全を期されますようご案内します。

記

1. 安全総点検の期間

令和2年12月10日（木）～令和3年1月10日（日）

2. 点検項目

(1) 重点点検事項

- ① 安全管理(特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制)の実施状況
- ② 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- ③ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ④ 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

(2) 点検事項

- ① 点呼の実施、運転者に対する指導監督の実施状況
- ② コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- ③ バスターミナル、自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況(会員は該当なし)
- ④ 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況
- ⑤ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ⑥ 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

※総点検にあたっては、可能な限り代表取締役等の代表者を総点検最高責任者に選任し、現場責任者のみに任せる事のないようご配慮下さい。

3. 実施結果の報告について

安全総点検の期間終了後、お手数ですが「実施結果報告書」と「自主点検表」を下記提出先まで令和3年1月15日（金）必着でご提出ください。

※「実施結果報告書」、「自主点検表」については愛知県トラック協会ホームページに掲載しておりますのでダウンロードしてください。

【提出先】

〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町12-6

(一社) 愛知県トラック協会 支部事業課

FAX: 052-882-1685

令和2年度 第1回 適正化セミナー 開催結果

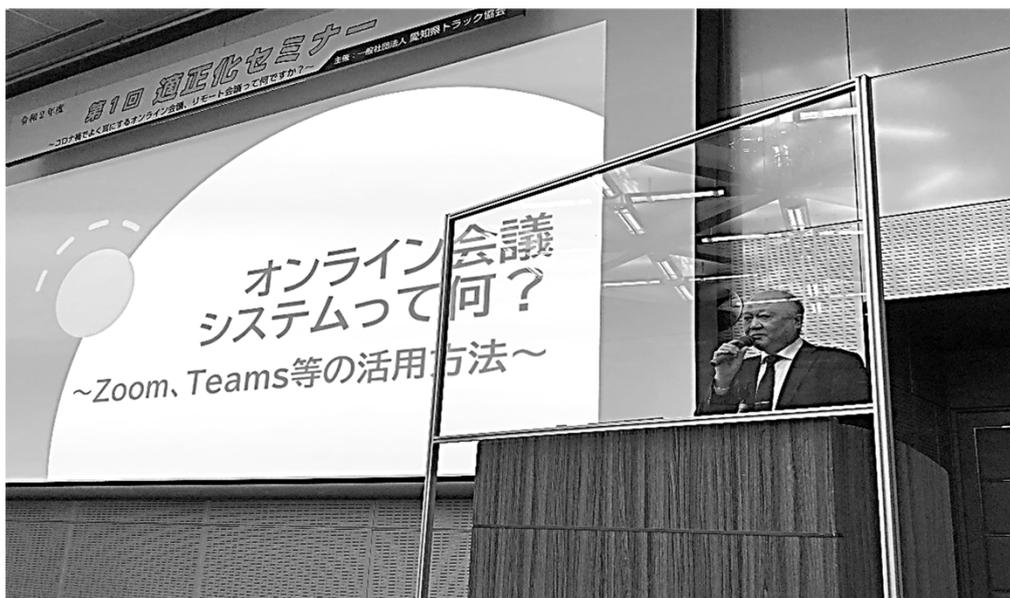
愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関は下記の通り、令和2年度第1回適正化セミナーを開催し、延べ188名の参加がありました。

本セミナーは新型コロナウイルス感染防止策を徹底し、3日間3会場の分散型で開催しました。

- 「オンライン会議システム～Zoom、Teams等の活用方法～」
ITサポートセンター タッチ（有限会社タッチ） 平石 奈美 氏
- 「IT点呼の実施方法～非接触・リモートに向けて～」
MS&AD インターリスク総研株式会社 河合 潤 氏

令和2年 11月 12日（木）	小牧勤労センター 多目的ホール
令和2年 11月 16日（月）	名古屋国際会議場 レセプションホール
令和2年 11月 25日（水）	岡崎市民会館 甲山会館



（一社）愛知県トラック協会 河合常務の挨拶



平石 奈美 氏



河合 潤 氏

軽油価格調査

(愛ト協調へ)

11月末調査

単純集計

(単位：円)

購入形態	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
価格	102.00	89.30	79.00	92.00	78.30	75.30	112.50	90.10	80.10	112.50	84.70	75.30

月間購入量別集計

月間購入量	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
30kℓ未満	102.00	95.00	79.00	79.40	77.80	76.20	112.50	90.60	80.50	112.50	90.60	76.20
30～50kℓ未満	86.50	83.70	80.80	80.00	78.40	77.30	—	—	—	86.50	81.60	77.30
50～100kℓ未満	89.60	89.60	89.60	92.00	78.60	75.30	95.20	91.50	89.60	95.20	83.10	75.30
100kℓ以上	88.00	88.00	88.00	80.00	78.10	77.00	80.10	80.10	80.10	88.00	79.40	77.00

支払期限別集計

支払期限	スタンド			ローリー			カード			合計		
	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
30日未満	102.00	91.70	84.00	92.00	81.50	76.70	112.50	94.60	80.50	112.50	89.40	76.70
30～60日未満	101.00	88.00	79.00	80.00	77.70	75.30	95.20	88.60	80.10	101.00	83.50	75.30
60日以上	—	—	—	78.70	77.40	76.60	85.60	85.60	85.60	85.60	79.50	76.60

※上記価格のうちには、購入先から未請求のため、調査時点で判明している価格をご回答頂いたものを含みます。
なお消費税は含まれておりません。

軽油価格推移表

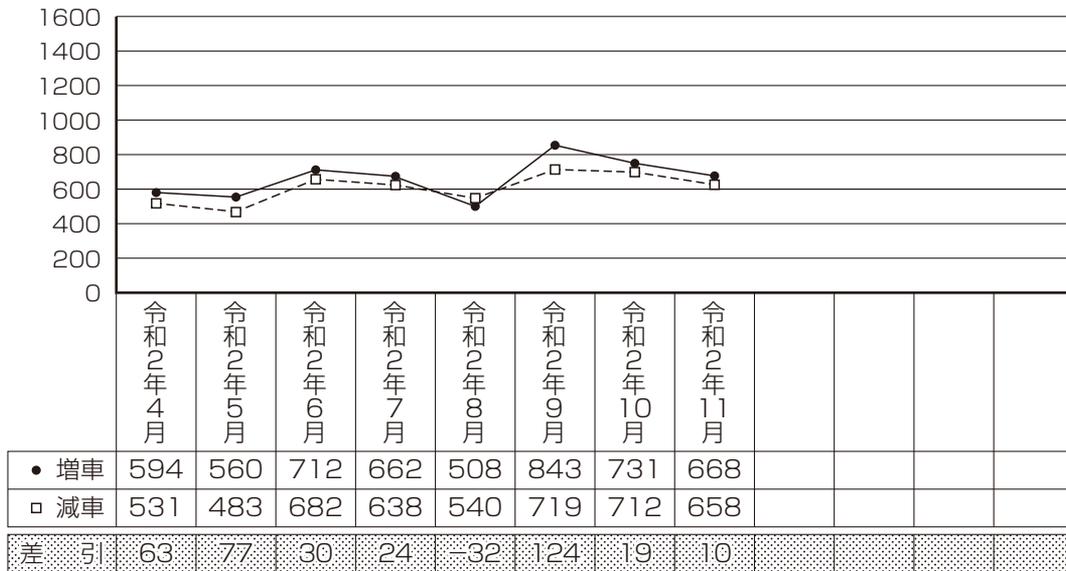
(単位：円)

購入形態	月別	スタンド			ローリー			カード		
		最高	平均	最低	最高	平均	最低	最高	平均	最低
令和元年	11月	116.00	103.00	96.00	101.00	94.60	90.00	121.50	105.60	100.00
	12月	112.50	104.00	96.50	103.00	96.10	89.00	105.50	103.70	102.00
令和2年	1月	120.00	107.40	99.10	105.00	98.80	94.30	124.00	106.90	96.50
	2月	120.00	104.70	96.50	106.00	93.70	89.30	127.00	110.80	103.00
	3月	102.00	98.00	87.00	99.00	85.20	72.00	122.00	103.20	94.30
	4月	116.00	88.50	74.90	89.00	71.90	65.20	114.00	93.60	81.20
	5月	106.00	81.70	66.00	82.90	66.60	59.50	103.00	83.80	73.00
	6月	95.00	83.50	70.40	85.00	72.40	65.30	99.00	85.10	71.40
	7月	100.00	88.20	76.60	89.00	76.60	69.30	107.00	86.40	77.90
	8月	101.50	90.20	81.40	92.00	79.90	74.80	110.00	92.80	83.90
	9月	104.00	92.20	81.00	92.00	80.20	77.10	113.50	92.30	82.70
	10月	104.00	89.20	80.00	92.00	79.50	76.90	113.50	92.90	81.20
11月	102.00	89.30	79.00	92.00	78.30	75.30	112.50	90.10	80.10	

一般貨物自動車増減車動向について

資料提供：愛知運輸支局

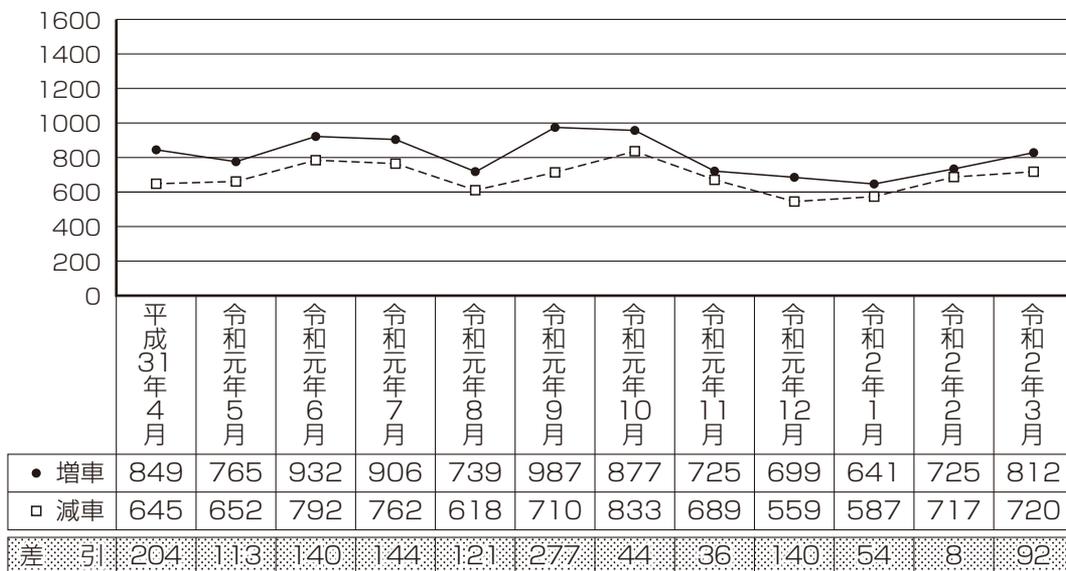
令和2年11月の増減車



令和2年度増減車（11月）

増 車	5,278両
減 車	4,963両
差 引	315両

平成31年4月～令和2年3月の増減車



令和元年度増減車（3月）

増 車	9,657両
減 車	8,284両
差 引	1,373両

支部行事

12
月

名古屋第一支部

- (4日) 令和2年度 金ぴか大作戦1回目(北ト会)
- (8日) 冬の交通安全運動啓発活動(西署名西会)
- (10日) ちびっこ警察官安全啓発活動(中署・名中会)
冬の交通安全運動 金ぴか活動(千種署・水曜会)
- (11日) 令和2年度 金ぴか大作戦2回目(北署・北ト会)
- (25日) 「死亡事故0」700日達成イベント(北署・北ト会)

名古屋第二支部

- (8日) 第2陸青会 第2回研修会
交通安全啓発活動(瑞穂)
- (9日) 交通安全啓発活動(瑞穂)

名古屋第三支部

- (10日) 役員会
- (17日) 西4区パトロール

名古屋第四支部

- (10日) 役員会

尾東支部

- (2日) 瀬戸旭・守山部会 飲酒運転根絶キャンペーン
(尾張旭市)
- (3日) 春日井部会 歩行者保護啓発キャンペーン
- (4日) 小牧部会 一斉大監視活動
- (9日) 春日井部会 あおり運転根絶キャンペーン

尾西支部

- (1日) 第三班 年末の交通安全県民運動に伴う
キャンペーン
- (3日) 交通安全トラック・リレーパレード
- (10日) 支部役員会
- (16日) 第一班 役員会

知多支部

- (11日) 交通安全教室(緑警察署管内トラック交通安全協力会)
- (12日) 知多陸青会 第2回研修会
- (18日) 事故防止セミナー(中交協 共催)

西三支部

- (3日) 西三支部理事会
- (7日) 碧南部会 交通安全パレード
碧南部会 役員会
- (9日) 刈谷部会 役員会
- (16日) 豊田部会 定例会、研修会
- (17日) 岡崎部会 幹事会
- (18日) 西三支部事務所移転作業

東三支部

- (6日) 蒲郡陸運協会 交通安全パレード
- (14日) 支部役員会
- (21日) 蒲郡陸運協会 定例会

11月中の活動状況

海上コンテナ部会（山本部長）

○実務委員会三役会とNUCTとの打合せ

（服部実務委員長）

月 日：令和2年11月16日（月）
場 所：名海運輸作業株式会社
西二区配車センター
内 容：鍋田ターミナル 空返却並びについて

○街頭指導実施・実務委員会（服部実務委員長）

月 日：令和2年11月18日（水）
場 所：鍋田シャーシプール東側道路
議 題：1) ターミナルコンテナ取扱量の推移
2) 実務委員会活動報告・進捗について
3) 専門チームの進捗について
4) 今後の日程について

○西部臨海工業地帯安全輸送協議会

（服部実務委員長）

月 日：令和2年11月19日（木）
場 所：西部臨海地区内・木材会館
議 題：1) 蟹江警察署からの報告
2) 愛知運輸支局からの報告
3) 名古屋国道事務所からの報告
4) 名古屋港管理組合からの報告
5) 愛知県トラック協会からの報告

○日通商事との打合せ（山本部長）

月 日：令和2年11月25日（水）
場 所：新RFIDタグ(第三世代)のリース
について

○クリーンキャンペーン（山本部長）

月 日：令和2年11月27日（金）
場 所：海部郡飛島村西四区全域

☆**ご注意下さい**☆

不正軽油は使用しないで下さい！

青年部会

愛知県トラック協会 青年部会

● 11月会議・委員会開催状況

○第 8 回 総務委員会・第 7 回 事業委員会（11月11日合同開催）

審議事項 ・第1回 オンライン会員交流事業について

○第 6 回 研修委員会（11月13日）

報告事項 ・青年部会 アンケート調査の報告について

審議事項 ・第2回研修セミナーの開催について

○第 8 回 三役会（11月18日）

審議事項 ・第8回理事会について

○第 8 回 理事会（11月18日）

審議事項 ・標準的運賃の告示制度に係る勉強会の開催について

・全ト協青年部会が行うべき新たな社会貢献活動につて

● 1月の活動予定

12日（火） 第10回総務委員会

13日（水） 第9回事業委員会

14日（木） 第8回研修委員会

20日（水） 第10回理事会

青年部会 会員募集中！

青年部会とは？

愛知県トラック協会の会員事業者で、50歳以下の経営者、
もしくはこれに準ずる方で構成されており、研修セミナーや各イベントを
部会員自ら企画・実行することにより、自己研鑽を行っています。

また、部会員相互の情報交換、交流などを密に行うことにより、
青年部会ならではのネットワークを形成し、事業に役立てています。



全日本トラック協会HPに青年部会ページができました
http://www.jta.or.jp/sub_index/seinen.html

全国、各県の青年部のお知らせが載りますので、是非ご覧ください。どなたでも閲覧可能です。

愛知県トラック協会 女性部会のご案内

【女性部会目的】

本会は女性経営者及びそれに準ずる者等が結集し、交流の輪を広げ、研鑽を重ねて資質の向上を図りながら協会活動に積極的に参画し、業界の社会的地位を高めることに寄与することを目的とする。

(会則第2条)

【部会員数】 37社38名(令和2年10月現在)

【代表者】 部会長 竹市 五倫(稲沢運輸株式会社 代表取締役)

【会費】 年会費 12,000円

愛ト協女性部会では、各種セミナー、交流会、交通安全祈願、各種会議(総会・役員会)などを開催。

また、全日本トラック協会女性部会中部ブロック協議会(愛知県、静岡県、福井県、三重県)を設立し、

他県女性組織との交流を深めるため、年1回ブロック研修会を開催しております。



11月17日 愛知県トラック会館にて、voice プロ渡邊様を講師にお招きし、人材確保対策セミナーを開催しました。感染症対策に留意し、換気、ソーシャルディスタンス等を遵守した形での開催でした。

【問合わせ先】 愛知県トラック協会女性部会事務局

〒467-8555 名古屋市瑞穂区新開町 12-6

《TEL》052-825-5000

《Eメール》 ata-female@aitokyo.jp

陸 災 防

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛知県支部

陸上貨物運送事業においても、「転倒災害」は多く発生しています。令和2年10月の速報値でも対前年比で「墜落・転落災害」に次いで件数が増加しています。「転倒災害」を撲滅するために「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しましょう。



STOP! 転倒災害 プロジェクト

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!



2月・6月は重点取組期間です!!

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を推進しています。

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害!

休業4日以上[※]の労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.6万件**と最も多く発生しています。

特徴2 特に高齢者で多く発生!

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の**約3倍**リスクが増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割!

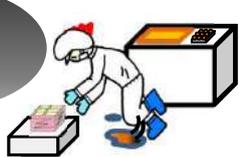
転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。



「平成27年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告 (厚生労働省) より作成

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none">床が滑りやすい素材である。床に水や油が飛散している。ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none">床の凹凸や段差がある。床に荷物や商品などが放置されている。	 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none">大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none">歩行場所に物を放置しない床面の汚れ (水、油、粉など) を取り除く床面の凹凸、段差などの解消	<ul style="list-style-type: none">時間に余裕を持って行動滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行足元が見えにくい状態で作業しない	<ul style="list-style-type: none">作業に適した靴の着用職場の危険マップの作成による危険情報の共有転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

第50回

冬期における交通事故防止運動

実施期間 2020年12月1日(火)～2021年2月28日(日)

構内事故

うっかりミスは0にしましょう

キャンペーン

トラックの後ろに目はありません
バック時は必ず下車一周しましょう

中部交通共済協同組合

共済商品のご案内

次の要件を備えた方にご加入いただけます。 ※ご加入には、一定の出資払い込みを
していただきます。

- ① 貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業を営業者の方
- ② 中交協の事業地区(愛知県・福井県・石川県・富山県・静岡県・岐阜県)内に事業所を有する方

交通共済事業のほかにも、自賠償共済、また交通共済事業ではカバーしきれないリスクに備えるために損保の商品をご提案し組合員の皆様のリスクマネジメントをトータルに行っています。



対人共済



搭乗者傷害共済



対物共済



車両共済



自賠償共済



損害保険代理業

中部交通共済は組合員の皆さまとともにSDGsの達成に貢献します!

わたしたち協同組合だからこそできる
地域に根差した取り組みで、これからの世代が安心
して過ごすことができる未来を作ります。
まずは人にも環境にも優しい「エコドライブ」から
スタートします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



中部交通共済協同組合

詳細は、
ホームページへ

中交協



スマホにも
対応しています!

www.chukokyo.jp



名古屋第一事務所 TEL(052)715-5101 名古屋第二事務所 TEL(052)715-5102 豊橋事務所 TEL(0532)57-5188

名古屋第三事務所 TEL(052)715-5103 名古屋第四事務所 TEL(052)715-5104 〒440-0886 豊橋市東小田原町48番

〒460-0026 名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号

セントラルレジデンス 202号



19000684

NGV

クリーンな排気ガス & 石油代替エネルギー

エネルギー
セキュリティに
貢献

天然ガス自動車

は将来も安心してご利用いただけます。



大型天然ガストラック(車両総重量25t)

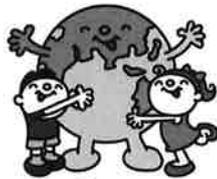


天然ガス小型バン

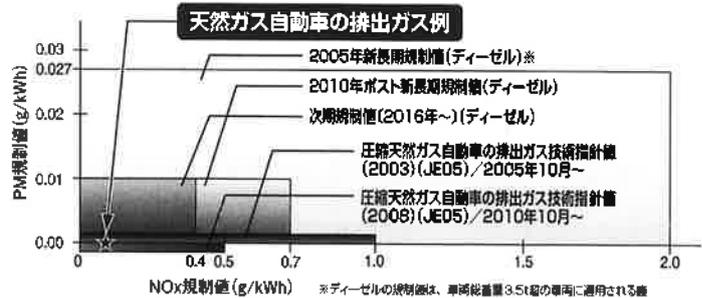


天然ガストラック

愛する地球の
未来のために
天然ガス自動車で走ろう!!



天然ガストラックはポスト新長期規制適合車です。
粒子状物質(PM)排出は0(ゼロ)です。

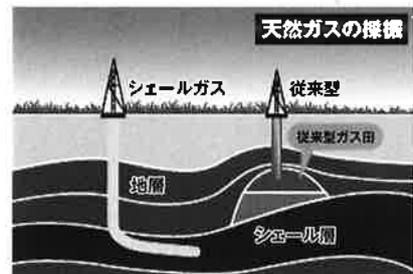


重量車(車両総重量3.5t超~12t以下)のNOx・PM規制値との関係

天然ガス自動車はエネルギーの強靱化に貢献します!

エネルギーの約98%を石油に依存する運輸分門において、天然ガストラックの導入は、トラック輸送の安定化と大規模災害時のセキュリティに貢献します。

天然ガスは世界各地に分布するため安定供給が可能で、シェールガス開発により可採年数も約250年に増大し、石油代替エネルギーとして注目を集めています。



シェールガスの採掘イメージ

【お問い合わせ】 東邦ガス株式会社 都市エネルギー営業部 営業第一G(天然ガス自動車担当)
〒456-8511 名古屋市熱田区桜田町19-18 TEL052-872-9356 / FAX052-872-9766

